

2008年日本応用藻類学研究会総会

日時 2008年6月21日 17:10～

場所 東京海洋大学楽水会館大会議室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議長選出

4 議 題

第1号議案 2007年事業報告

第2号議案 2007年会計報告

第3号議案 2008年事業計画案

第4号議案 2008年予算案

第5号議案 日本応用藻類学研究会規約の一部改正について

5 その他

6 閉 会

【第1号議案】 2007年事業報告

1 幹事会の開催

2007年5月24日午後3時及び6月29日午後3時から、東京海洋大学応用藻類学研究室で幹事会を開催し、2007年の研究会の運営計画を検討した。

2 日本応用藻類学研究会主催第6回春季シンポジウムの開催

2007年6月30日に東京海洋大学楽水会館大会議室において、「ホンダワラ類の機能と利用」をテーマに第6回春季藻類シンポジウムを開催した。演者12名を含む参加者は、計87名であった。

3 日本応用藻類学研究会総会の開催

2007年6月30日に東京海洋大学楽水会館大会議室において、総会を開催し、2006年の事業と会計を報告し、2007年の事業計画と予算案が事務局案どおり決定された。

4 第19回国際海藻シンポジウムのスポンサー支援

2007年3月25日から30日まで神戸市国際会議場で開催された国際海藻協会主催第19回国際海藻シンポジウムに対する協賛金のうち10万円を積み立て、2005年と2006年の各年10万円ずつの積立金と併せた計30万円を支出した。

5 「海藻資源」の寄稿、印刷および配布

日本海藻協会機関誌「海藻資源」第16号及び第17号に、第19回国際海藻シンポジウム参加報告及び第6回日本応用藻類学研究会春季シンポジウム要旨等を寄稿するとともに、印刷経費の一部を負担し、印刷物を個人会員に発送した。

6 日本海藻協会2007年秋季藻類シンポジウムの協賛

2007年10月22日に東京都で開催された日本海藻協会主催秋季藻類シンポジウム「海藻利用の拡大を目指して」に5万円の協賛金を支出した。また、シンポジウム講演集を個人会員に送付した。

7 シンポジウムの共催

2007年10月18日、19日に島根県隠岐郡海士町が主催した「海藻研究集会と

自然観察会 in 海士2007ーカジメ属の生物学と藻場造成」を共催した。

[第2号議案] 2007年会計報告

日本応用藻類学研究会 2007年会計報告

1. 2007年決算(2007年1月1日～2007年12月31日)

a. 収入の部

単位:円

科目	決算額	予算額	備考
前年度繰越金	394,583	296,307	
会費			
個人会員	408,000	318,000	2007年分68口 他年度分 68口
団体会員	128,000	128,000	JSAより(3,000円×42口分)
シンポジウム関係	303,500	124,000	別添資料
ISSからの還付金	200,000		
利息	179		
小計	1,037,678	568,000	
合計	1,432,262	864,307	

b. 支出の部

科目	決算額	予算額	備考
会報誌「海藻資源」16号	77,200	256,000	985円×80冊
会報誌「海藻資源」17号	138,915		1,389.15円×100冊
ISSへの積立金	100,000	100,000	2/23 ISS協賛金として300,000円出金
応用藻類学研究会会誌 編集経費	200,000	200,000	別添資料1
シンポジウム関係	278,617	124,000	別添資料2
秋季シンポジウム協賛金	50,000	80,000	
雑誌の郵送料等	30,000	77,400	
予備費(振り込み料金等)	2,100	5,000	
	876,832	842,400	
次年度への繰り越し	555,430		
合計	1,432,262		

c. 財産目録(2007年12月31日現在)

単位:円

種類	預入先	金額	備考
郵便振替口座	日本郵便公社	408,786	
通常郵便貯金	日本郵便公社	146,634	

以上の通り報告します

2007年2月26日

会計幹事 木村 創

2. 監査報告

会計報告に基づき監査を行った結果、上記に相違ないことを認めます。

2007年3月6日

会計監査 藤田大介

藤田大介

別添資料 1

編集経費

項目	金額(円)	備考
旅費(編集会議)	115,860	41760円(室蘭-東京往復) 74100円(鹿児島-東京往復)
郵送費	600	
雑費	20	現金書留封筒
小計	116,480	
残金	83,520	
合計	200,000	

別添資料2

a 収入の部 2007年春季シンポジウム関係

項目	金額(円)	備考
会員参加費	25,000	1,000円×25名
団体会員	14,000	1,000円×14名
特別会員	2,000	1,000円×2名
発表者同伴	8,000	1,000円×8名
非会員事前予約	78,000	3,000円×26名
非会員当日参加	20,000	4,000円×5名
弁当代	38,000	1,000円×38名
懇親会費	108,000	3,000円×36名
要旨購入	8,000	1,000円×8名
海藻資源販売	2,500	500×5冊
合計	303,500	

b 支出の部

項目	金額(円)	備考
会場費	15,390	
弁当代	56,540	1,000円×54名+2,540円
懇親会費	153,000	3,000円×51名
案内のための通信費	14,500	
書籍等送付代	5,260	
文具類	28,009	名刺型名札・用紙・製本カバー等
雑費	5,918	紙コップ・ジュース等
合計	278,617	

雑誌等の郵送料等

別添資料3

項目	金額(円)	備考
郵送料	12,410	総会欠席会員に講演要旨, 総会資料送付
郵送料	2,870	新規入会者への連絡, 海藻資源送付
小計	15,280	
残金	14,720	
合計	30,000	

【第3号議案】 2008年事業計画案

1 春季シンポジウムの開催

2008年6月21日に「海藻バイオ燃料」をテーマに東京海洋大学楽水会館で開催する。シンポジウムの構成は、テーマ講演4題のほか、一般口頭研究発表12題、ポスター研究発表8題である。

2 「Algal Resources」の発行および配布

2008年6月と12月に機関誌, 「Algal Resources」を発行し, 会員に配布する。

3 幹事会の開催

2008年3月22日正午及び6月20日午後2時に幹事会を開催。

4 協賛, 共催シンポジウム等

応用藻類学に関連するシンポジウム等について, 主催者からの依頼があれば幹事会で検討のうえ協賛, 共催する。

5 広報活動

会のホームページを開設するほか, 主催, 共催シンポジウムの開催案内等を会員に配信する。

【第4号議案 2008年予算案】

日本応用藻類学研究会 2008年 予算案
1. 2008年予算案(2008年1月1日～2008年12月31日)

a.収入の部 単位:円

科目	予算額	備考
前年度繰越金	653,670	編集繰り越し 83,520円 手持ち繰越金 14,720円 を含む
会費		
個人会員	348,000	2008年分96口 他年度分 20口
団体会員	0	
別刷り代	80,000	10,000円×8人
春季シンポジウム関係	280,000	
小計	708,000	
合計	1,361,670	

b 支出の部

科目	決算額	備考
研究会報告印刷代	400,000	1,000円×200冊×2回
応用藻類学研究会会誌 編集経費	200,000	
春季シンポジウム関係	280,000	
その他シンポジウム経費	50,000	
広報必要経費	30,000	
雑誌送料・通信費	56,000	240円×200通 80円×100通
事務費・コピー代	15,000	
予備費(振り込み料金等)	5,000	
小計	1,036,000	
次年度への繰り越し	325,670	
合計	1,361,670	

【第5号議案 日本応用藻類学研究会規約の一部改正について】

本研究会規約の改正を提案する。

日本応用藻類学会規約(変更案)

第1条 本会の名称は日本応用藻類学会(The Japanese Society of Applied Phycology)とする。

第2条 本会は、応用藻類学の進歩，ならびに、会員相互の情報交換の推進を目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。

(1) 総会の開催

(2) 講演会，講習会，研究発表会の開催

(3) 定期刊行物の発行

(4) 海外の応用藻類学分野の研究会への参加並びに情報交換

(5) 応用藻類学の進歩に顕著な貢献が認められたものへの表彰

(6) その他目的達成に必要な事業

第4条 本会はその目的に賛同する会員によって組織される。

(1) 会員は個人会員，団体会員，名誉会員からなる。

(2) 個人会員は、応用藻類学に関心のある個人とし，毎年個人会費3,000円を前納するものとする。

(3) 団体会員は、応用藻類学に関心のある法人その他の団体とし、毎年団体会費20,000円を前納するものとする。

(4) 名誉会員は、会長が会の運営に特に貢献した個人を發議し、総会の承認を得たものとする。

(5) 会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出し、幹事会の承認を得るものとする。

第5条 本会には次の役員を置く。

(1) 会長1名，幹事若干名，監事1名

(2) 会長は会を代表する。

(3) 幹事は会長とともに幹事会を構成し、本会の通常の運営にあたる。

(4) 監事は会計状況などを監査する。

(5) 会長および監事は個人会員中より総会で選出する。

(6) 会長および監事の任期は3年とし、再任を妨げない。

(7) 会長と監事はひき続き3期選出されることは出来ない。

(8) 幹事は会長が個人会員中よりこれを指名委嘱する。

第6条 本会に編集委員会をおく。

(1) 編集委員会は委員長を含む編集委員若干名をもって構成し、報文の原稿審査や発行に関する業務を担当する。

(2) 編集委員長は、幹事の互選により選出する。

(3) 編集委員は、幹事会の承認を経て編集委員長が指名する。

第7条 本会の経費は会費でまかなわれる。

(1) 本会の趣旨に賛同する個人又は団体は、本会に金品を寄附出来る。

(2) 寄附された金品の使途は、幹事会で決する。

第8条 本会の事務局は会長のところ置く。

第9条 本規約の改正は、役員が発議により総会の承認を得て行う。

第10条 付記

(1) 本規約は2001年5月23日から施行する。

(2) 本会の運営年は1月1日から12月31日とする。

(3) 本会の会計幹事の住所・氏名は下記のとおりとする。

住所: 和歌山県東牟婁郡串本町串本1557-20

和歌山県農林水産総合技術センター水産試験場内

氏名: 木村 創

附則

2007年6月30日一部改正

2008年6月21日一部改正

【参 考】現行規約との対比表(アンダーラインは削除及び追記部分)

日本応用藻類学研究会規約(現行)	日本応用藻類 <u>学会</u> 規約(変更案)
第1条 本会の名称は日本応用藻類学研究会(The Japanese Society of Applied Phycology)とする。	第1条 本会の名称は日本応用藻類 <u>学会</u> (The Japanese Society of Applied Phycology)とする。
第2条 本会は、 <u>日本海藻協会の活動に協力し、共同研究およびアドバイスをを行い、</u> 会員相互の情報交換の推進を目的とする。	第2条 本会は、 <u>応用藻類学の進歩</u> 、ならびに、会員相互の情報交換の推進を目的とする。
第3条 本会は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。 (1) 講演会、講習会、研究発表会の開催 (2) <u>日本海藻協会会員からの情報や質問に係わる意見交換及びアドバイス</u> (3) <u>日本海藻協会会員との共同研究</u> (4) 海外の応用藻類学分野の研究会への参加並びに情報交換 (5) <u>研究発表の内容その他の情報を日本海藻協会ニューズレターへ投稿</u> (6) その他目的達成に必要な事業	第3条 本会は、前条の目的を達成するため以下の事業を行う。 (1) <u>総会の開催</u> (2) 講演会、講習会、研究発表会の開催 (3) <u>定期刊行物の発行</u> (4) 海外の応用藻類学分野の研究会への参加並びに情報交換 (5) <u>応用藻類学の進歩に顕著な貢献が認められたものへの表彰</u> (6) その他目的達成に必要な事業

第4条 本会はその目的に賛同する会員によって組織される。

(1) 会員は日本海藻協会の通常会員と個人会員からなる。

(2) 個人会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、運営委員会の承認を得るものとする。

第5条 本会の会員は互選により次の運営委員を選出する。

(1) 会長1名、幹事(庶務及び会計担当)若干名、監査1名

(2) 運営委員は運営委員会を構成し、会長のもとで本会の通常の運営にあたる。

(3) 運営委員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第6条 本会に編集委員会をおく。

(1) 編集委員会は委員長を含む編集委員若干名をもって構成し、報文の原稿審査や発行に関する業務を担当する。

(2) 編集委員長は、運営委員の互選により選出する。

(3) 編集委員は、運営委員会の承認を経て編集委員長が指名する。

第7条 本会の経費は会費でまかなわれる。

第4条 本会はその目的に賛同する会員によって組織される。

(1) 会員は個人会員、**団体会員**、**名誉会員**からなる。

(2) 個人会員は、応用藻類学に関心のある個人とし、毎年個人会費 3,000 円を前納するものとする。

(3) **団体会員**は、応用藻類学に関心のある法人その他の団体とし、毎年団体会費 20,000 円を前納するものとする。

(4) **名誉会員**は、会長が会の運営に特に貢献した個人を発議し、総会の承認を得たものとする。

(5) 会員として入会を希望するものは、所定の入会申込書を提出し、**幹事会**の承認を得るものとする。

第5条 本会には次の役員を置く。

(1) 会長1名、幹事若干名、監事1名

(2) 会長は会を代表する。

(3) 幹事は会長とともに幹事会を構成し、本会の通常の運営にあたる。

(4) **監事**は会計状況などを監査する。

(5) 会長および監事は個人会員中より総会で選出する。

(6) 会長および監事の任期は3年とし、再任を妨げない。

(7) 会長と監事はひき続き3期選出されることは出来ない。

(8) 幹事は会長が個人会員中よりこれを指名委嘱する。

第6条 本会に編集委員会をおく。

(1) 編集委員会は委員長を含む編集委員若干名をもって構成し、報文の原稿審査や発行に関する業務を担当する。

(2) 編集委員長は、**幹事**の互選により選出する。

(3) 編集委員は、**幹事会**の承認を経て編集委員長が指名する。

第7条 本会の経費は会費でまかなわれる。

(1) 本会の趣旨に賛同する個人又は団体は、本会に金品を寄附出来る。

(2) 寄附された金品の用途は、幹事会で決する。

第8条 本会の事務局は会長のところに置く。

<p>第8条 <u>本会会員は運営委員会で定められた年会費を納入しなければならない。ただし、日本海藻協会の通常会員は会費を免除する。</u></p> <p>第9条 本会の事務局は会長のところに置く。</p> <p>第10条 本規約の改正は、役員が発議により<u>会員</u>の承認を得て行う。</p> <p>第11条 付記 (1)本規約は2001年5月23日から施行する。 (2)本会の運営年は1月1日から12月31日とする。 (3)<u>本会の個人会員の年会費は3,000円とする。</u> (4)<u>本会会員は年3回の日本海藻協会ニューズレターおよび資料を受け取ることができる。</u> (5)本会の会計幹事の住所・氏名は下記のとおりとする。 住所:和歌山県東牟婁郡串本町串本 1557-20 和歌山県農林水産総合技術センター水産試験場内 氏名:木村 創</p> <p>附則 2007年6月30日一部改正</p>	<p>第9条 本規約の改正は、役員が発議により<u>総会</u>の承認を得て行う。</p> <p>第10条 付記 (1)本規約は2001年5月23日から施行する。 (2)本会の運営年は1月1日から12月31日とする。 (3)本会の会計幹事の住所・氏名は下記のとおりとする。 住所:和歌山県東牟婁郡串本町串本 1557-20 和歌山県農林水産総合技術センター水産試験場内 氏名:木村 創</p> <p>附則 2007年6月30日一部改正 <u>2008年6月21日一部改正</u></p>
--	---

別表 日本応用藻類学会幹事案(2008年から2010年)

役 職	氏 名	所 属
会 長	能登谷正浩	東京海洋大学海洋科学部
運営企画幹事	小川 廣	東京海洋大学海洋科学部
運営企画幹事	四ツ倉典滋	北海道大学北方生物圏フィールド 科学センター
運営企画幹事	寫田 智	お茶の水女子大学人間文化創成科 学研究科
広報情報幹事	大野 正夫	株式会社オーシャンラック
広報情報幹事	田井野清也	高知県水産試験場
庶務幹事	桐原 慎二	青森県増養殖研究所
会計幹事	木村 創	和歌山県水産試験場
監 事	藤田 大介	東京海洋大学海洋科学部